

# 榊 政信 議員 … 3 件の一般質問

## 観光中核施設、再考が必要ではないか



町長：整備手法の変更や考え方を説明し事業を進めたい

榊 平成27年度一般会計補正予算で観光中核施設の実施設業務を取り止めて減額とした。しかし、平成28年度の一般会計予算に観光中核施設基本・実施設設計業務費を計上している。基本計画に変更が生じた場合、速やかに計画の見直し作業を行い、事業費の見直しや財源確保を確実にしてから、次の作業である基本設計にかかるべきではないか。

町長 土地の特性、建築に必要な条件である駐車場の確保が困難と判断した。そのため、民間によるPFI方式での整備実施では難しい。整備手法の見直しを行い、当初計画にある公共が必要とする交番、インフォメーション、ATM、事務所、会議室など、必要最少限度の機能を兼ね備えた施設を町が整備することを判断した。



観光中核施設建設予定地の第3駐車場

町長 27年度に検討する会は一度も開催していない。議会や地域住民への説明にも手落ちがあったと反省している。新年度に地域とも再度この手法の変更と考え方求めている整備について説明しながら、新年度に中核施設の基本・実施設

町長 27年度に検討する会は一度も開催していない。議会や地域住民への説明にも手落ちがあったと反省している。新年度に地域とも再度この手法の変更と考え方求めている整備について説明しながら、新年度に中核施設の基本・実施設

町長 道有地の取得は、今も北海道と協議を行っている。予算もできるだけ安く作るのが基本である。建物の規模や運営についても実設計画を作る中で整理しながら進めて行きたい。

榊 道有地を購入して建設する計画であった。当初計画では6億円の予算であったが、手法が変わっても同額で進めるのか。指定管理者での運営はどうするのか。基本計画を整理し、検討する会や議会に報告してから予算を計上するべきではないか。

町長 新農業委員の任命に当たっては、町長の恣意的な任命を避ける制度になっている。現在の農業委員の任期中に農業委員会、関係農業団体と推薦の方法などの協議を重ね、公正性などを重視して支障がないよう万全を期したい。

町長 4月より農業委員会法が改正される。町長による農業委員の任命。農地利用最適化推進委員の設置。建議が廃止され施策の改善意見の義務化などが改正点である。どの様に捉えているか。

町長 法律の改正により、農業委員会 地域農業振興における農業委員会の担う役割がますます拡充され、責任の度合いも大きくなると感じている。地域の大切な財産である農地を荒廃させることのないよう町と連携を図り、同時に各協議会などと協議、情報収集を行い、業務を遂行していきたい。

町長 俱知安町の管理責任は町道ひらふ高原1号線の道路管理者として、委託業者への監督指導の義務違反及び北海道との連絡調整する義務違反の訴えと変わった。平成28年2月5日の第2回口頭弁論において結審となり、4月8日に判決言い渡しとなる予定。訴訟の事案が発生した場合、北海道町村会の顧問弁護士に依頼し、委任契約により訴訟の対応を行っている。職員は、常に高い倫理観と使命感を持って職務を遂行しなければならぬ。いま一度、周知徹底していきたい。

町長 平成25年9月、山田地区の冷水川転落死亡事故に基づく損害賠償請求訴訟の被告として裁判が行われている。裁判の状況は如何か。今後、町を相手にした訴訟が増す可能性もある。本町の対策を伺う。

町長 平成25年9月、山田地区の冷水川転落死亡事故に基づく損害賠償請求訴訟の被告として裁判が行われている。裁判の状況は如何か。今後、町を相手にした訴訟が増す可能性もある。本町の対策を伺う。

町長 平成25年9月、山田地区の冷水川転落死亡事故に基づく損害賠償請求訴訟の被告として裁判が行われている。裁判の状況は如何か。今後、町を相手にした訴訟が増す可能性もある。本町の対策を伺う。

町長 平成25年9月、山田地区の冷水川転落死亡事故に基づく損害賠償請求訴訟の被告として裁判が行われている。裁判の状況は如何か。今後、町を相手にした訴訟が増す可能性もある。本町の対策を伺う。

町長 平成25年9月、山田地区の冷水川転落死亡事故に基づく損害賠償請求訴訟の被告として裁判が行われている。裁判の状況は如何か。今後、町を相手にした訴訟が増す可能性もある。本町の対策を伺う。

町長 平成25年9月、山田地区の冷水川転落死亡事故に基づく損害賠償請求訴訟の被告として裁判が行われている。裁判の状況は如何か。今後、町を相手にした訴訟が増す可能性もある。本町の対策を伺う。